



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	古代末期における価値観の変動
Author(s)	大隅, 和雄
Citation	北海道大學文學部紀要, 16(1), 53-94
Issue Date	1968-02-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33320
Type	departmental bulletin paper
File Information	16(1)_P53-94.pdf



古代末期における価値観の変動

大
隅
和
雄

古代末期における価値観の変動

大隅和雄

一、はじめに

二、撰関期における価値体系の流動化

三、院政期における価値体系の崩壊

(イ) 体制の維持と類聚の系譜

(ロ) 知識の拡大と枠組みの崩壊

(ハ) 価値体系の崩壊の内在化

四、むすび

一、 は じ め に

日本の思想史における最初の昂揚期は、いうまでもなく鎌倉新仏教とよばれる一連の仏教革新運動がおこった一二世紀末から一三世期へかけての時期であった。日本人はそこではじめて主体的な立場で仏教思想を醇化させることができたのである。ところが、そのために鎌倉時代に先行する平安時代の思想史的研究は、これまで主として鎌倉新仏教発生の淵源を遡って探るという方向で行われ、さらに日本仏教史の研究が宗門・教派の歴史を単位として進められているという現状と相俟って、平安時代における思想史の流れ自体をとらえ、総括的な構想を立てようとする試みはかえりみられることが少いように思われる。そしてさらに、平安時代が日本文化史上極めて重要な意味を持つ時代でありながら、思想的な研究が等閑視されている大きな理由は、四世紀に及ぶこの時代が我々に遺した数々の古典のうち、仏教々学に関するものを除くと、狭いみで思想的論述の書とすることのできるものが非常に少いという事情にもあると考えられる。

文化史のさまざまな部門がいつの時代にも均等に発展するとは限らない。そうしたいみで平安時代は思想史の研究対象となるような部分が、文化史の第一バイオリンをつとめた時代ではなかったといえようか。しかしながら、我々は平安時代に生み出された文化の豊饒を背後から支えていた思想の動向を探ることによって、平安時代の文化の特質についての理解を深めることができるであらうし、平安時代の思想の流れをとらえることによって、やがて鎌倉時代に入って思想がその時代の文化の第一バイオリンをつとめるに至る過程をも考察することができると思う。本稿は律

令制度の弛緩にともなつて、その別な表現としてあらわれる撰開期のいわゆる国風文化と、さらにそれが展開を遂げる中で生み出される混沌の豊饒ともいふべき院政期の文化の特質を、律令的な価値体系の流動化から解体へ、また律令的な体制の外にあるものの発見と認識の深まりという動向を中心として追跡することによってとらえ、筆者なりに古代末期の思想史についての大きな見取図を作ろうとするものである。

律令国家は天皇のもとによくすべてを掩ひうる完備した律令の官僚機構を持ち、普天の下余すところなく法の支配を及ぼそうとするものであった。そこでは、律令制を支える外来思想を身につけた貴族官人が愚民を教化することが政治であり、公的な価値の下への浸透が即ち統治であった。従つて律令を支える立場から見れば、貴族官人階層以外の人間や彼等が生活する場と、そこにある土着的なものとはものの数ではなく、価値の外にあるものでしかなかったのである。ところが、平安時代に入り、律令制の解体の中で、国家的な正統性を支えていた価値観に空洞化の現象が見られるようになると、それまでは国家的・外来的なものによつて掩われて価値の埒外にあるとしか考えられなかった私的・土着的なものが露頭しはじめる。両者はやがて人々の意識の中で対立緊張の關係にまで発展し、その中で新しい文化が生み出されてくるのである。⁽¹⁾

法の面で見れば、律令を補完し、部分的に改める性格をもつ格式が、一定の目的に従つて編纂されるようになる。と、新しい律令の制定は行われることがなくなり、律令制は解体の第一期に入るのである。⁽²⁾ 格式の編纂はすでに先学の指摘のように、無原則に集成を行ったものではなく、「事と先格と異なるは挙げて之を取り、理と旧制と同じきは推して之を棄つ⁽³⁾。」というように独自の判断で取捨を加えたものであり、一定の体系を持つものであった。そして格は「時を量つて」定めるといふことばの示す通り、不改である律令に対して時宜相應の格をたてるものであった。

古代末期における価値観の変動

ここでは律令体制の静止的な自己完結は破られており、律令制とその外にあるものとのさまざまな関係のあり方が問題となりはじめる。本稿はそのような格式の編纂をはじめ、令の官撰による注解である『令義解』の撰修、さらには国史の編修などを行うなかでなおも律令体制を維持しようとしていた律令制解体の第一期を終わろうとする頃にあらわれる事象を検討するところからはじめたい。

(1) こうした動きを最もよく示すのが六歌仙による和歌復興の動きであるが、次の段階に入ると『大鏡』が藤原時平を評して「やまとたましいなどは、いみじくおはしましたるものを」と記しているように、漢才に対する和魂という意識があらわれ

る。そして、そのことは日本精神の自覚のあらわれとして古くから指摘されている。

- (2) 石母田正「古代法」(岩波講座、日本歴史、古代4)
(3) 「貞観格序」(『類聚三代格』序事) 原漢文

二、摂関期における価値体系の流動化

律令から格式へと解体しはじめた古代国家の中核をなす理念は、摂関期に入るとともにさらに大きな変化を見せるようになるのであるが、我々はまず、天皇をめぐる意識の変化を検討することから跡づけて行きたい。

藤原基経の晩年、八八七年に即位した宇多天皇は、藤原氏との姻戚関係も遠く、菅原道真を登用して政治に新らしい面を開こうとしたが、有名な阿衡の事件をあげるまでもなく、この天皇を境にして藤原氏の権勢は完全に天皇を凌ぐに至った。政治史の分析はさておき、ここでとりあげる『寛平御遺戒』は、その宇多天皇が、八九七年に位を譲った皇子醍醐天皇のために記したものである。『寛平御遺戒』はその後永く中国の『群書治要』『貞観政要』とともに、

いわば帝王学の古典として重んぜられ、その伝統は『禁秘抄』から『花園天皇誡太子書』へ、さらに『神皇正統記』などへと受けつがれている。

ところが、日本で生まれた帝王学の書として第一にあげられるこの遺戒を見ると、その名のみの高さに反して、政治思想の面からは見るべき主張をほとんど持っていないことに気付くのである。それは、『群書治要』が初唐に至るまでの中国の主要な古典を網羅して、そこから政治のあるべき姿を考えるために重要な章句を集めたり、『貞観政要』が政治というものに関する基本的な問題を体系的にとりあげ、具体的にそれを論じているというような積極的な方向を持っていない。そして『群書治要』『貞観政要』『帝範』『臣軌』といった古典が、帝王の権威とその正統性を説き、国家とそれを支える帝王・臣・民のあるべき姿を倫理的に説き明そうとしているのに対して、『寛平御遺戒』が天皇の私的な側面に問題をおき、そこから政治を考えようとしていることに気付くのである。

『寛平御遺戒』が説くのは、律令国家のあるべき姿や、それを支える原理ではなく、また天皇をして天皇たらしめている権威の説明でもない。それは「天子は經史百家を窮めずと雖も、何の恨む所あらんや。唯群書治要を早く誦習すべし。雜文に就きて以て日月を消す勿れ。」⁽¹⁾と天皇の学問を説くが、そこでは經史百家といういわば律令制の支柱である思想的な典籍の学習は、むしろ必要を認められていないのである。⁽²⁾そして天皇の学すべきことが、日本の律令国家の原理ではなかったということは、『群書治要』の内容を時代と国を隔てて全く抽象的に、天皇の心得として誦習するという受けとり方にも如実にあらわれているといえるであろう。政治の倫理を説いた帝王学の内容は、現実から遊離したものとなり、消極的な方向での無欠の帝徳の涵養が強調されるのである。

天皇は、「賞罰を明らかにすべし、愛憎に迷はざれ。意を用ふるは平均にして好惡に由らざれ。能く喜怒を慎み

て、色にあらわさ⁽³⁾れ。」というような形で説かれる帝徳を專一に学ぶべきであるとされるのであるが、その帝徳はまず天皇と近臣との関係において最もよく發揮されるものなのであった。遺戒の関心はその点に集中する。つまり、皇太子に対して近臣の用い方を説くのであり、「朕の忠臣に非ず、新君の功臣」と讃えられる道真、公事に熟達した季長、經書に通曉している長谷雄、政理に卓越した時平というように信頼するに足る輔弼の臣を、個々の能力に応じて調和のうちに挙げ用いることが遺戒の肝要なのであった。従つてこのような点に留意するならば、この遺戒は天皇がその側近に立ちあらわれる人々をいかに破綻なく操縦するかを教えるものであったといふことができる。

かつて律令的なものの頂点に立ちながら、他面では現神として律令を超絶するものとして君臨した天皇、例えば律令國家形成の途上に立つ天武天皇や、国銅を尽くして大廬舍那仏を鑄造し、大山を削つて大伽藍を建立しようとして、天下の富勢をたもつものは朕なりと宣言した聖武天皇ならばこのような遺戒を記すことはおそらく思いも及ばぬことであつたであらう。そうしたいみで、天皇の私的、日常的な側面を中心として、遺戒という形で規制しようとするこの条々を見ると、そこでは國家的な、換言すれば政治的なものが解体しはじめ、天皇と一部貴族層の間に日常化された小政治圏ともいふべき場が成立していることに気付くのである。そこでは天皇自身は人の謗を受けないようにするというマイナスの方向での無欠を目ざして修養し、その上で駆使される側近操縦術によって、政治的な均衡安定を保とうという狭義の政治的なものが全体を掩うことになる。それ故に、例えば帝王学ということばで予期されるような國家を背負う倫理性が、そこでは著しく稀薄なのであり、『寛平御遺戒』は狭義の政治的なものが、広義の政治的なものにつながらなくなった状態、いい換えれば公的なものが解体しつつある状況の表現であつたと見ることができるのである。

このような天皇をめぐる場にあらわれる政治意識の変化は、天皇に最も近く、日常的な政治の場では天皇を超えるに至った藤原氏の場合にはいかにあらわれるであろうか。その例として、我々は基経の孫、道長の祖父に当る師輔が子孫のために記し、撰関家藤原氏で代々非常に尊重された『九条殿遺戒』を見出すことができる。

この遺戒は、宮廷貴族の中心にたつものとしての日常生活の起居振舞について、委細を尽くした注意の列举であり、仏道に心をいたすことによって心を養うべきことを教えたものであるが、詮ずる所その中心はいかに宮廷社会で保身の術に徹するかという点にあるといえよう。一例をあげると、他人の悪をあげつらう座に加わるべきではないことを説く条で、もし事の成り行きではからずも加わってしまった時には、いかにしてその場から退去するかを教え、「人の善も之を云うべからず、況やその悪をや。古人云はく、口は鼻の如く使え。」⁽⁴⁾と結論するのを見るならば、『九条殿遺戒』が『寛平御遺戒』に対する撰関藤原氏の立場を余すところなく示しているのを知ることができるであろう。我々はここにも広いいみでの政治の欠落を見ることができるのである。

さて以上で、九世紀末から一〇世紀にかけての、公的なもの、政治的なものの解体の一面を見たのであるが、天皇のあり方の変化、つまり律令を超えると同時に律令の頂点でもあった天皇の、律令を超える側面が私的な日常性に接近しはじめ、天皇を中心とする小政治圏が形成されるようになったとき、天皇を頂点とする律令制そのものを担うべき立場にあった貴族の官僚的側面にみられる意識にはいかなる変化がみられるであろうか。

すでに見たように、『寛平御遺戒』の中に第一の功臣としてあらわれる菅原道真は、家系、経歴ともにこの時代の官僚的貴族として考えるにふさわしい人物である。道真は官僚としての道を順調に進んでいた二十九才の時、政治に関する古今の文章を広く抄出し、『治要策苑』なる書を編纂しようとした。この書は未完に終り、序文のみが残って

古代末期における価値観の変動

いるが、数々の詞章を十巻、六〇門に分類し、政治上の実務に資する便覧にしようとしたものであった。こうした仕事の中に我々は道真の官僚的な性格を想像することができるが、その延長上で考えることのできるものが、後年に宇多天皇の勅を奉じて編纂した『類聚国史』二百巻であった。それは六国史という形によって律令国家がその正統性と権威のよりどころとして蓄積し、整理してきた公的な知識を、六国史の一つである『文徳実録』の序を書き、さらに六国史の最後をかざる『三代実録』の中心的な編者であった道真が、独自の構想によって再編成したものであり、六国史の記事の全てが洩れなく分類され集成されたものであった。

律令社会が変質しはじめ、既成の秩序が動揺しはじめると、律令体制の維持に自己の使命を見出す官僚的貴族層は、三善清行の『意見封事十二箇条』に代表されるように、律令体制の埒外に立ちあらわれるようになった諸々の現実に対して危機感を抱き、律令体制の側から現実を矯正しなければならないという意識に裏付けられた政治批判を持つようになった。晩年には後進の清行を官界での争いでライバルとした道真の『類聚国史』は、同様な危機意識を背景としながら、律令国家が公的に集積してきた知識を整理し、再編成することによって、既成の秩序を確認し、それを支える価値体系の流動化を停止させ、凍結させようとするものであったと考えられる。

いうまでもなく『類聚国史』は、国史のインデックスともいうべきものであって、道真の論述ではない。しかし、それを編纂するに当って道真が立てた構成は、編者のもっていた価値体系の具体的な表現であったと見ることができであろう。当初二百巻あった中で、現存するのはわずかに六十二巻であるから、全体の構成を知ることとはできないのであるが、失われた中間部を除いて、現在知り得る首尾の項目は次の通りである。

神祇 帝王 後宮 人 歳時 音楽 賞宴 奉献 政理 刑法 職官 文 田地 祥瑞 災異 仏道 風俗

殊俗

この部類立ての構成が、官位、職員、神祇、僧尼、戸、田にはじまり、獄、雑に終る令の編成と重なり合う体系をもっていることは明らかであろう。すでに多くの先学によって指摘されているように、中国の『蘇冕会要』や『統会要』などの類書の編成に倣いながら、道真が独自の見識によって作りあげたと考えられるのであるが、その独自性というものの意味は、単に古くから云われているように神祇という項目を最初に置いたことに日本的自覚が見られるというようなことではなしに、道真によってはじめて六国史の世界そのものに即した構成が立てられたこと、いい換えれば日本の律令体制の構成の原理が、よく把握されたという点にあるといえるのである。たてまえとして存在した律令の秩序が解体しはじめ、一定の危機感を持たせるようになった段階ではじめて、六国史の世界を対象化して分解し、そこに内在する原理によって再構成することが可能となったのである。

『類聚国史』の構成がその後の集成編纂事業の場合に屢々模範とされ、さらに降っては群書類従の集成に際しての分類の祖型となったといわれるように、日本の古典研究の基礎的な枠組みとなっているのは、かりそめではない歴史的な理由のあることであったのである。

『類聚国史』は院政期の『貫首秘抄』が藏人の心備の書として記しているように、官僚的貴族の実務を支える百科事書であった。道真は秩序が動揺しはじめるとともに、政治が日常的な私的世界に埋没しかけてきた状況の中で、国史を類聚するという仕事によって、秩序を確認し、維持することを容易にする道をひらき、広義の政治的なものの回復をはかろうとしたものといえることができるであろう。

ところで、道真は官僚的政治家であるとともに学者であったことを知られているのであるが、その学問の性格は本

来の律令制的な学問ではなく、明経道の日本の変質の表現としてあらわれる紀伝道、文章道の学問であった。經書を学ぶことよりも、『史記』『漢書』『後漢書』さらに『文選』を重視する傾向は、律令制の解体の進行にともなって顕著となったが、道真はそうした学問の大成者とされるのである。従って、道真は代表的な儒家の家系に生まれながら、漢才に固執して日本的なものを物の数に数えないという意識は薄く、和魂を重んじて、漢詩文とともに和歌をよくし、両者の有和均衡の上に立つ人物なのであった。道真が官僚的貴族として不遇であった讃岐守、大宰権帥の時期には、官僚的な合理主義・伝統主義にもとづく既成の秩序への志向よりも、解体しはじめた状況そのものを、庶民生活を凝視することによって描き出そうとする「路遇白頭翁」⁽⁷⁾「叙意一百韻」⁽⁸⁾などをはじめとする数々の詩を作っているのであるが、そのような動向をよりよく示すのがこの時期以降ひろくあらわれてくる知識人貴族である。

貴族社会の停滞は、貴族層の中に国家の政治を担うことや私有地の経営に専心することから隔離されたいわば知識人層を形成させて行った。彼等は主として上流からの脱落者や中流以下の貴族層に属し、官人としては不遇であることが多かった。そして、彼等の中で漢才に対する和魂という意識が浮かび上ってくるのである。⁽¹⁰⁾

それは『三代実録』が在原業平の伝に「才学無くして善く倭歌を作れり」⁽¹¹⁾と記したように、才学≡漢才≡公的な国史の撰者の立場に立って、和歌≡和魂≡私的な業平の立場へ軽侮の目を向けるような方から、徐々に和なる世界の地位を上昇させて行き、『源氏物語』に至っては「日本紀などはただかたそぼかし」⁽¹²⁾という有名なことばとなるのである。そこでは漢才≡公的な義理の世界、和魂≡私的な心情の世界という対比の上で両者の均衡が成り立ち、その上に摂関期国風文化を開花させたのであった。それは、漢才≡律令的な価値体系では捕捉することのできなくなつた私的な人間の世界が新らしく意識の対象となりはじめたといういみで、既成の価値体系が解体しはじめたことを告

げるものであった。

この動向をそのままに反映するものが、和歌の復興であり、物語文学の達成であることはいうまでもない。しかし、ここでは『類聚国史』との対比という関心から、知識人貴族の適例として源順とその編纂になる『倭名類聚抄』をとりあげることにしたい。

『和名抄』は日本最初の百科辞書といわれるものであるが、その特徴は、四十年ばかり先行する『類聚国史』が歴史をふりかえつての知識を類聚した百科事書であったのに対して、いわば空間的に和名の世界に知識を拡大し、貴族にとつてものの数に入らなかった世界についての知識を類聚したという点にあると考えられる。その編者源順は血統のよさにもかかわらず、官人としては不遇をかこたざるを得なかった当代一級の知識人であり、漢詩と和歌の両方をたくみに作ることのできる才能を高く評価されていた人物であった。その順が醍醐天皇の第四皇女勤子内親王の命をうけて編纂したのが『和名抄』であるが、それは宮廷の一部において、内親王を中心とする女性の間に和名に対して強い関心が持たれるようになったこの時代の文化の特質をよく示す出来事であった。⁽¹³⁾従つて『和名抄』の編纂は源順ひとりの意識の反映ではないけれども、『和名抄』の構成は順の学識によつてはじめてできたものであることは間違いない。具体的な『和名抄』の成立に関しては、十巻本、二十巻本の存在をめぐつて江戸時代以来論議の多いところであるが、近年では二十巻本も順自身の編とする考えが多くの支持を得ている。⁽¹⁴⁾ここでまず十巻本の構成をあげれば次のような形になっている。

天地	人倫	形体	疾病	術芸	居処	舟車	珍宝	布帛	装束	飲食	器皿	燈火	調度	羽族	毛群	牛馬
竜魚	亀貝	虫豸	稻穀	菜蔬	果蓏	草木										

古代末期における価値観の変動

この二十四の部立てはさらに百二十八門の細目に分けられて行くのであるが、二十卷本では、時令、楽曲、湯藥、官職、国郡、殿舎が加わっている。こうした分類の構成を見ると、『類聚国史』の部立てに比較して『和名抄』のそれが、官僚的貴族の価値観から脱化したところで、人間の生活とそれを取りまく事象を、より巾広くとらえようとする眼を持っていることが知られるのである。⁽¹⁶⁾ 順によって立てられたこの整然とした類聚の網の目は、和名の世界から多くのものを掬い上げることに成功した。そこに示される和名への関心は、順が万葉集古点の裂壺の五人の中で、最も主要な人物であったことにもつながっている。⁽¹⁷⁾ つまり律令的な価値体系の外にあるものは、一方では貴族社会の外にある庶民の世界、地方の世界であるとともに、他方では律令的なもの以前の、伝統的・土着的なものでもあったからであり、そのいみで『万葉集』を再発見しようとする営みは大きな意義を持つものと考えられるのである。

『和名抄』以外に、さらにもう一つの例をあげるならば、順の学統を継いだ弟子の一人に源為憲があり、その編纂になる『口遊』がある。⁽¹⁷⁾ それは、

乾象 時節 年代 坤儀 諸国 田舎 宮城 居処 内典 人倫 官職 陰陽 葉方 飲食 書籍 音楽 伎芸
禽獸 雜事

の十九門からなり、さらにそれを三百七十八曲に分けて行く構成で、貴族社会の一員として必要な初等の知識を網羅しており、『和名抄』の意図したところが、さらに俗化された形をとってあらわれているといえることができる。『口遊』の編者为憲が、貴族社会の浄土教を考えるとき見逃すことのできぬ人物であり、『空也誄』によって体制の外にあった宗教者空也の行実を記述していることや、『三宝絵詞』を編纂しては、『靈異記』から『今昔物語集』への、説話文学の展開の上で重要な位置に立っていることを見るならば、彼の関心がいわば国史の外の世界に向けられてお

り、その点で、代表的な官僚的貴族であった三善清行が、模範的な地方官であった藤原保則の伝を著し、教権の指導者であった円珍の伝を記しているのと好対称をなしているのを知ることができるのである。

我々はこのような源順、源為憲らの仕事の中に、この時期の知識人貴族の間で律令的価値体系に空洞が見られるようになり、次第に解体が進行して行く動向をとらえようとしたのであるが、その点に関して、体制の外にあらわれる仏教の問題にふれておかねばならない。

いわゆる聖によって代表させられる民間仏教の問題は、すでに先学の指摘の通り、律令体制が弛緩してくるこの時期に活発な活動がはじまると考えられているが、ここで指摘しておきたいのは、聖について記した史料のあり方である。聖が自身で己れの行業を記録して後世に遺したという例はほとんどなく、聖の活動を伝える記録は貴族によって作られた。ということ、体制外の宗教者に対して、記録の対象としての価値を附与するように貴族の意識が変化したことなのであって、聖の問題は、聖が存在して活動しはじめたということに重ね合わせて、聖の存在を記録しはじめた貴族層の意識の変化の問題でなければならぬであろう。つまり、記録する側の眼は、いつの世にも存在するであろう体制外の宗教者に対して、矯正しようとしたり輕侮の色をもって向けられるのではなく、信仰の次元での価値を発見しているのであって、そこには既成の価値体系の解体と、それを超える新しいものへの模索があったと考えることができるのである。聖に対してそうしたいみで関心を向けたのは、知識人貴族とその系譜に属する人々であった。為憲とともに浄土教の成立の上で重要な位置に立つ慶滋保胤は、『日本往生極楽記』をあらわして、往生伝の先驅をなしたが、それは序文に記されているように、ひろく考えられる限りの往生者の類型を聚め、列記して行くことによって信仰を確認しようとしているのであって、体制の外側に対する認識の拡大が新しい信仰の支えになっている

のを見ることが出来る。

さて、以上で我々は『寛平御遺戒』『類聚国史』『和名抄』という三つの編著を軸として、公的なものの欠落と小政治圏への対応、国史の世界への認識による律令的価値体系の再確認、和名の世界の発見による既成の価値体系の空洞化、という現象を見て来たのであるが、そうした状況の最も集約的な表現としてあらわれる仏教思想の分野について極く簡単にふれておく必要がある。それが『往生要集』であることはいうまでもなく、源信とその思想についてここで詳細に論ずることはできないが、ここでの文脈上次のことを指摘しておきたい。

源信の浄土教は天台の学問の中から生まれてきたわけであるが、それは完成された教学によってよく全体を掩うことのできる体系を具備していたものに対して、信仰の立場から救済を説いているのであり、いい換えるならば漢才の世界は既成の仏教々々に、和魂の世界は浄土教に各々相応するものと見ることが出来るのである。そして、いうまでもなくやまとごころに相応するものが、他面から見れば末法思想によって裏付けられた人間のとらえ方、規範からの脱却と末代の凡夫の自覚によって深まって行く人間の認識であったと考えられる。そして、そこから浄土と穢土の教法があらわれるのであるが、そこにはやはやはり王法と相即していた仏法のあり方が解体しはじめ、安然に見られるように該博な知識を以て日本仏教のすべてを掩いうるようなシンクレティズムをたててみて¹⁸⁾も、現実の要求に応じきれぬものではなくなったとき、貴族の間に生じていた危機意識に対応する仏教が生まれてきたことを指摘することができるのである。

ここでもう一度この時期の思想の背景を考えるためにとりあげたいいくつかの例をふりかえてみると、我々はそこ

に共通の性格として類聚という形態があることに気付くであろう。国史を類聚した『類聚国史』、単行の法を類聚して作られた『類聚三代格』やそのもとをなす三代の格式、貴族の生活をとリまく事象を類聚した『倭名類聚抄』や『口遊』、往生者の諸類型を列記した『日本往生極楽記』、さらには和歌を一定の部立てに類聚する勅撰和歌集もこの時期にはじまるといえる。この時期の文化の動向の中に類聚という営み特徴的に見出すことができるのである。

類聚という営みはまず編纂者が対象をよく全体的にとらえうるような構想をたて、類聚の枠組みを作製することに始まるのであるが、そのためには対象への認識の深まりが必要であることはいうまでもない。従って、安定した価値体系が所与の自然のものとして、何の異和感もなく生きている状況では、新たに特定のプログラムを編成して、既成の価値観の枠組みを確認したり、これまで価値の外にあるとしか考えられなかったものをいかにとらえ、己れの認識の枠の中に組み込むかという問題はおこりにくい。そうであるとすれば、文化の諸事象を類聚するということは、それが明確に自覚されるとされざるにかかわらず、価値体系の流動化に対する危機意識のあらわれであるといえるであろう。類聚を行う人間にとっては、そこに類聚される個々の事項と同じか、或いはそれ以上に類聚の構成に大きな意味を持たせていたと考えられる。価値体系の流動化の中で、ある構成を編み出すことはそのまま編者の価値体系の模索であり、その主張であった。

こう考えてくると、この時代の思想的な書として最も重要であり、後世に与えた影響もはかり知れない『往生要集』の場合も同じく類聚の営みによる書であったといわざるを得ないであろう。『往生要集』は周知の通り、「念仏の一門に依って、聊か経論の要文を集め、」千回に及ぶ抜き書きを、厭離穢土、欣求淨土、極楽証拠、正修念仏、助

念方法、別時念仏、念仏利益、念仏証拠、諸業往生、問答料簡、という十項から成る大綱に分け、それをさらに細目に配列して行くという、まさに類聚の書であった。そこには源信自らの文はなきに等しいが、源信の思想は序文や僅かな地の文によって語られるのではなく、類聚の構成の立て方と、各項の中での要文の配列の仕方で見ごとに表現されるのである。

こうした傾向は、法然の『選択本願念仏集』、親鸞の『顕浄土真実教行証文類』などにつながっており、大きな思想的役割を演じた人物の主著がいずれも類聚の書であるということは、この時代に個有の極めて特殊な思想表現の形式といわねばならない。古典の注釈書が思想の表現であることは多いが、これらの書は注釈書ではない。それはあくまでも、独自の配列の中で思想を表現しようとしたものであり、作者の思想は全編の構成から読みとるべきであって、序や跋からの読みとるべきものではない。思想の授受は構成の枠組みで行われて行くのである。法然、親鸞らは類聚の系譜をつきつめて行くとともに、他方では信仰と体験の直接的な吐露のために、仮名法語の形式を開拓して行くのであるが、そういう点から考えても類聚という形態は、撰関期の状況が生み出した独特な思想表現の形態であったといえよう。

以上、いくつかの例にみられる価値の流動化のあらわれは、次の院政期に入るにつれていかなる変化を見せるであろうか、さきにあげた例の系譜を追うことでそれを見ることにしたい。

(1) この部分は残闕である群書類従本(第二十七輯)にはないが、『明文抄』『禁秘抄』その他に引用される逸文である。(原漢文、以下同じ)

(2) その故に後世この部分が屢々引用され、『禁中並公家諸法度』も第一条に引いているのを見るならば、この遺戒の意味と役割も思いあわされる。

- (3) 群書類従本(第二十七輯)
- (4) 群書類従所収(第二十七輯) (原漢文)
- (5) 坂本太郎『菅原道真』、同『日本の修史と史学』
- (6) 群書類従所収(第七輯)
- (7) 『菅家文章』卷三 二二一
- (8) 『菅家後集』 四八四
- (9) 川口久雄『平安朝日本漢文学史の研究』上。伊藤博之「風狂の文学」(日本文学、一四ノ九)
- (10) 秋山虔「平安文学の諸問題」(新日本史大系『古代社会』所収)
- (11) 『三代実録』元慶四年五月廿八日条
- (12) 「螢」の帖

三、院政期における価値体系の崩壊

(イ) 体制の維持と類聚の系譜

院政期に入り律令国家の危機が一層深化して行く中で、前節でとりあげた小政治圏内の政治意識は、新しい政治勢力が抬頭し対立抗争が激化する状況にどのように対応して行くであろうか。また既成の秩序を確認しその流動化を停止させようとした官僚的貴族の価値観はどのように変化して行くであろうか。それをたどるために、我々はまず『大

- (13) 大久保正「古代万葉集研究史稿、その三——万葉集の古点——」(北大文学部紀要、一五ノ二)
- (14) 池部弥『和名類聚抄郷名考証』、和名類聚抄研究史
- (15) 秋本吉郎「倭名類聚抄と漢字文化」(国文学、一〇)は、二十巻本が十巻本に比して事典的官吏必携的な性格をもつと指摘するが、郷名を類聚するというような方向は、官吏的であるとしても『類聚国史』の官吏必携的な性格とは質的に異っている。
- (16) 大久保正、前掲論文
- (17) 群書類従所収(第二十八輯)
- (18) 佐々木憲徳『天台教学』第九章

『大槐秘抄』をとりあげることにした。

『大槐秘抄』は、太政大臣藤原伊通が二条天皇のために、天皇としての心得を書いて出した意見書であり、『貞観政要』『群書治要』『寛平御遺戒』『九条殿遺戒』などを引用しつつ、平易な和文で述べられたいわば院政期における帝王学の書であった。そこには院政期の上層貴族の政治思想を見ることができ。

『大槐秘抄』の条々の主旨は、「人もかしこく僧も智恵候し」むかし、「あるべき道理」の行われたむかし、つまり律令的な体制が成熟し、それが流動しはじめる中で藤原氏の力が上昇して行った摂関期の初期のあるべき理想の時代として考え、「人の心のわろくなりて候」当代をそこへ復帰させることにあった。そして、それが秩序の崩壊が顕在化しつつある院政期の状況認識の上に立っていたことはいうまでもない。例えば次の部分を見ると、

人には、かれがこのむことをとはせおはしますべきなり。才智あるものには文の御物がたり、和歌このむものには歌のこと、弓馬をこのむものには弓馬。管絃を好むものには管絃の事、なにともしなきものにはよしなしごとなどを仰せたまひとはせおはしませば、其中によの事もきこしめしつ。また参ずる殿上人もこれをよろこびて、めしかよはさねども日々まいり候へば、やすく公事もなり候。又禁中も人がちに候なり。⁽¹⁾

というように、『寛平御遺戒』では現実の人物に即して、具体的に側近の処遇を述べていたところが、ここでは一般化された小政治圏におけるマキアベリズムともいえるべき形をとってあらわれてくるのを見ることができである。⁽²⁾ いかにも有効に官僚的貴族を組織し、側近を操縦するかが、遺戒よりも明確に意識されているのである。また、先の引用にみられる臣下への対応は、側近、官僚的貴族を各自の得意とする一道一芸によって掌握すべきであるということとを説いているが、それは彼らを門閥その他の係累によってではなく、一道一芸の側面によって登用しようということ

をいみし、そのことは一定の安定した秩序の循環の中で、各自が保身の術に徹して均衡が保たれば日常的・自動的に政治が動いて行くという状況さえもが停止しかけたことを示すものと考えられるのである。摂関期にみられた小政治圏の秩序は崩れつつあった。

従って、院政期の状況に対応するためには、天皇は「よの中のことについての知識を拡大しなければならない。天皇は禁中に集まる臣下から貪婪に知識を吸収しなければ、人材の登用はできないわけであり、そのために天皇たるものは一道一芸に傾倒することがあってはならず、あらゆるものに平等な関心を持たねばならないと説くのである。警戒にみられた消極的な帝徳の負の方向を、明確に自覚することによって正に転じようとする意図がここには見られ、摂関期に比して危機感が深まって行く中で、遺戒が内包していたものが意識的な側近操縦術に発展していることがわかるであろう。しかし、「よの中」のことへの関心は、あくまでも小政治圏の中からの外界への関心にすぎなかった。

日本をば神国と申て、高麗のみにあらず、隣国のみなおぢて⁽³⁾

というようなことばを見るならば、小政治圏の均衡安定が破れるという危機意識に裏づけられた外界への関心が、その一方の極において、極度に観念的な形で海外の国と日本という意識を生み出しているのを読みとることができる。

以上、帝王学の変化の中に、院政期における政治意識の一面を見たのであるが、現実には院政期の政治を担っていた官僚的貴族の場合はどうであろうか。彼等が既存の秩序に対して保守的であり、既成の価値観の中での合理的な行動に出ようとするものであったのはいうまでもない。ここでは『類聚国史』が重んぜられたのは当然であり、

古代末期における価値観の変動

予案するに、職事たるの者必ず持すべきの文は、律令、延喜式、同儀式 類聚三代格 柱下類林 類聚国史 仁和以後の外記日記、此の如きの書、広くこれを言はば、記し尽すべからず。只一端の要を挙ぐる也。万の一を示す也。⁽⁴⁾

というように、前代に形成され確認された秩序の中で事に処しようとするものであった。この時期を代表する政治家の一人である藤原通憲が、六国史のあとをつぐ『本朝世紀』を編纂しようとし、『法曹類林』を編んだということはそのあらわれであろうし、編者は不明であるが、『類聚符宣抄』もこの時期に成立し、『法曹至要抄』も平安時代末には原型ができていたと考えられるなど、官僚的貴族の間では、『類聚国史』に代表される類聚の系譜が重きをなし、それらを中核として現実に対処しようとしていたことがわかるのである。従って、その限りに於て、ここに見られるのは前代にはじまる危機意識の顕在化であり、官僚的貴族の意識が特に新しいものを生み出すという状況ではなかったと思われる。

ところで、この時期の代表的な政治家として通憲と並ぶもう一人の主要人物に藤原頼長がある。頼長の日記『台記』を見ると、彼が学問に異常なまでの関心をもつ人物であったことが知られるが、その学問ははじめ史書を中心とし、壮年に及ぶとともに経書を学ぶことに重点を移して行ったことがわかる。⁽⁵⁾ 頼長はさらには仏教の論理学である因明の研究にまで没頭するに至るが、仏教そのものには関心を向けなかった。

頼長の重んじた史書は、いうまでもなく中国の史書であり、彼自身が記している通り「倭国の旧事」には学ぶべき価値を認めなかったのである。彼は子孫への教訓として、宮廷で立身するためには自分自身はかえりみなかったが倭国の旧事を知ることと必要であると述べてもいる。⁽⁶⁾ 彼はまた和歌というものに価値を認めなかった。このようなこと

から、頼長が意識的に漢才の世界を重んじ、義理を究める経学に傾倒したことがわかるであろう。

このような頼長の学問が意味するところは何であろうか。これまでのところで我々は、官僚的貴族の意識の典型として、『類聚国史』漢才とその変容をあげてきたのであるがその編者道真は先述の通り紀伝道の大成者であった。日本的な漢学としての紀伝道は、九々十世紀以後の官僚的貴族の支えであったわけであるが、律令体制の解体の進展にともない、紀伝道の学問が現実を掩いうるものでなくなるのは当然であった。とするならば頼長が日本における漢学の流れに逆行して、史書から経書へと進んで行ったことは、それなりの理由のあることであった。院政期における律令的秩序の崩壊の認識、深化した危機感の中で、官僚的貴族がおのれの立場を支えるに足る思想を求めようとするとき、新しい力となるものは、もう一度純粹な経書の中に立ち帰って学びとる義理の学以外にはなかったであろう。このような事情は、頼長と並ぶ通憲の場合を見ても、彼の蔵書目録である『信西入道蔵書目録』における漢籍の充実ぶりに比して、和書の貧弱さは特徴的に見ることができ(8)る。

院政期から鎌倉時代にかけて漢学が新しい力をもつように見えるのは以上のような背景によるものと考えられる。九条兼実やその子息等の漢学の尊重、そこで学問を身につけた藤原定家における漢文学と和歌の緊張関係の深さ、さらには法然、親鸞の思想形成における中国浄土教家のもつ位置の重さ、また重源や栄西の活動にみられる宋代の文化の摂取など、平安時代末から鎌倉初頭の時期の文化の諸分野に見られる中国文化に対する強い関心は、律令的価値体系の崩壊の中で、ひろく新しいものを模索する動きの一側面をなすものであった。

さて、論点が少し先へ飛んだが、頼長と通憲らにとって純粹な経学、つまり義理の学は現実に処するための思想的な支えとなったであろうか。『台記』をみると、頼長は漢籍を引用して政治のあるべき姿を論じ、他人の政治的行爲

を批判することが屢々である。それは、「先例を勘え知るに非ず、道理を案じて之を改むるなり。」⁽⁹⁾ というようなことばとともに、頼長の政治思想を表現するものとして積極的に評価される場所であるが、事實は先例が先例としてのいみを持たなくなっている崩壊の状況を認識しているという面で評価することができるだけであり、道理・義理に基づく政治批判には一見するとところ一つの原理があるかに見えてそうではない。漢籍から得た知識の合理的な駆使が他人の政治的行為の批判にいかにか精彩を放とうと、それが柔軟な政治的行為を撰択するためのきめ手としては必ずしも有効な力にはなっていないということに気付かざるを得ないのである。撰関期への復帰を理想とする頼長は、倭国の旧事よりも經學に傾倒したのであるが、義理の學によるのみでは、旧事ではない和国の現実に対処しうる有効性は引き出せなかったのである。

一般的に政治的な価値体系が崩壊している状況では、政治の批判とか行動の評価は、いかに機敏に且つ正統性をそこなわない方法で、チャンスをつかんだかという点に向けられ、その内面的な一貫性は問題にされない。この、流動する現実のいかに適応するかという論理は、頼長の場合にも終始見られるものであり、それを正統化するに有効性を發揮する義理の學の合理性からは、律令体制への復古・古例の復活ということ以上の新しい展望は開けてはこなかったのである。

右のような政治意識は、『愚管抄』にあらわれる道理の思想に最もよく示されている。そこでは、歴史を超える原理としての道理以外に、それぞれの時期に相応する道理を説き、その道理に順応するのが道理であるという、事後追認の論理に集約されている。

このように律令的価値体系は、それを維持しようとする官僚的貴族の努力にもかかわらず、院政期の末には完全に

解体していたのである。

- (1) 群書類従所収(第二十八輯) 一頁
- (2) 『大槐秘抄』の対象である二条天皇は、実際には後白河院の院政と関白藤原基実に実権をすべて握られていたことは明らかであるが、そのこととここで述べられていることは一応別の次元の問題であると考えたい。
- (3) 『大槐秘抄』(前掲) 一〇頁
- (4) 『貫首秘抄』、群書類従所収(第七輯) 四四九頁。原漢文
- (5) 坂本太郎「法曹至要抄とその著者」(法制史研究、六)
- (6) 橋本義彦『藤原頼長』、第三
- (7) 『台記』康治元年一二月三十日条
- (8) 群書類従所収(第二十八輯)。頼長もまた自分の蔵書を、全経・史書・雑説・本朝の四部に分類した。(橋本義彦、前掲書)
- (9) 『台記』久安四年三月八日条

(口) 知識の拡大と枠組みの崩壊

前項で我々は律令体制を維持しようとする意識の中に見られる動向を辿ったのであるが、そこにも見出すことができたように、貴族社会における危機意識の深まりは、価値の外にあるものへの関心を促して行ったのである。そこで、ここでは摂関期における体制の外なる世界への関心のあらわれとしてとりあげた『和名抄』の系譜を探ることによって、院政期に知識の拡大がどのような形をとって進むかを考えることにしたい。

律令的価値体系のもとではものの数に数えられなかったものに対して、貴族が強い関心を抱き、その発見につとめようとするとき、対象となるものは第一に都とその周辺にみられる庶民の生活であり、第二には都の外、つまり地方の状況であった。

院政期にわずかに先立つ藤原明衡は、大学頭、文章博士などに任ぜられ、『本朝文粹』の編纂によって知られてい

古代末期における価値観の変動

るように、家系の点からも、その博識をもつて高かった文名に比して官界で冷遇されたことからしても、一一世紀前半、頼通の時代の代表的な知識人貴族であった。そして彼の著『新猿楽記』は、貴族社会の外なる事物を積極的に観察し、記述したものとしてまさに画期的な書であったのである。猿楽の種類、名人とされた役者の名前、所作の主なものなどを列挙する中で猿楽の実態をよくとらえ、さらに観客として西京の住人右衛門尉の一家に仮託して、三人の妻、十六人の娘とその夫、九人の息男をあげる中で当時都にあらわれる職業の主なもの網羅し、風俗をみごとに描き出しているのがこの書である。⁽¹⁾元来貴族がこころした芸能の世界と接触をもたなかったということはあり得ない。しかし、この書に至るまで芸能の世界や博打、遊女夜発の長者というような庶民の世界は、貴族の価値観では記述の対象にはなり得なかったものであり、『新猿楽記』はいわば六国史の世界の外なる世界をとらえることによって、平安時代半ば過ぎの風俗や芸能の実態を知らせる貴重な記録となったのである。

そこでは、高名の博打、天下第一の武者にはじまる世態風俗を体制の側から見ようとする目は失われ、ただ旺盛な知識欲があるとしか云えないまでに価値体系は崩れている。そしてこのような方向は、院政期の代表的な知識人貴族として知られ、政治家としても活動した大江匡房に受けつがれ、貪婪なまでの知識欲に発展するのを見出すことができるのである。

匡房は世間の動静に極めて敏感に反応し、新奇なものに強い関心を示した。浄土教の流行に応じて慶滋保胤の『日本極楽往生記』を補って「上は国王大臣より、下は僧俗婦女に至る」⁽³⁾四十二人の往生者の伝を集めて『続本朝往生伝』を編纂し、さらに関心は拡大して『本朝神仙伝』の編纂に及ぶ。ここでは役行者にはじまる八人の神仙があげられており、中国の神仙伝に比して仏教的であるが、それら八人の行者がことさら神秘的な側面であらわされているこ

とは見逃せないであろう。⁽⁴⁾

『傀儡子記』では「定居無く」「水草を逐つて移徙する」くぐつ廻しの生活を好奇の眼をもって記録し、その芸能の解説に及ぶし、⁽⁵⁾『遊女記』には当時賑いをみせていた淀・神崎・江口などに集まる遊女の実態を記し、世評を書き添える。⁽⁶⁾都で田楽が人気を博すと見れば直ちに『洛陽田楽記』を草し、⁽⁷⁾さらに都の中で狐の怪異に惑わされたという人があればその話を集めて『狐媚記』を書くという具合である。そして、我々はこのに見られるような匡房の関心の対象が、律令的価値体系の外にはみ出して行く往生者や神仙、あるいは古い伝統や庶民生活と結びついたものに向っていることに気付くのである。

このような系譜でもう一人注目すべき人物としてあげられるのは三善為康である。彼は越中国に生まれ、算博士三善為長の養子となり、算博士・正五位下でその生涯を終った。⁽⁹⁾紀伝道などの学問も学び、明衡の『本朝文粹』のあとを受けつぐものというべき『朝野群載』を編纂し、源為憲の『口遊』の遺洩を補って『掌中曆』⁽¹⁰⁾を編み、仏道に志しては、保胤、匡房のあとをうけて『拾遺往生伝』『後拾遺往生伝』をあらわしたというように、その経歴を見れば、平安時代末の知識人貴族を代表する一人であったといえよう。

『朝野群載』は代表的な詩文、宣旨、官符、書札などを集め、

文筆 朝餞 神祇官 太政官 摂政家 公卿家 別奏 請奏 功勞 廷尉 内記 紀伝 陰陽道 曆道 天文道
医事 仏事 大宰府 異国 雜文 凶事 諸国雜事 諸国公文 諸国功過

の綱目に分類編纂したもので、⁽¹¹⁾その点『本朝文粹』とともに類聚の系譜に属するものと見ることができ、為康の文筆官僚としての側面を示している。しかし、この『朝野群載』の分類綱目は、『本朝文粹』のそれと同じく、対象の形

古代末期における価値観の変動

態や内容に引きずられており、あるべき価値体系の表現という性格は稀薄であるということができよう。⁽¹²⁾

ところで、為康は『拾遺往生伝』をあらわし、九五名の往生者を収録するのであるが、それが先行の往生伝と異なるところは、同時代の往生者が全体の三分の一に及び、しかも無名の下層の僧侶俗人が多く、悪人往生の例さえあげられることにある。⁽¹³⁾そして、その後為康が重ねて編纂した『後拾遺往生伝』は、さらにその傾向を強めているのである。⁽¹⁴⁾

このような傾向は往生者とされた人々の信仰の変化を示すものとしても考えられるが、往生者の発見とそれを記録するという営みから考えて行くと、官僚的な貴族が体制外の宗教者を矯正の対象としてしか見なかった段階から、撰関期の知識人貴族がそれら体制外の聖、沙弥、仙などの諸型を網羅することによって自己の信仰のあり方を確認しようとする段階へ進み、院政期の知識人貴族に至って往生者へのより深化した同感の意識が生まれることを読みとることができるのである。そして、これは貴族社会の価値体系が崩壊して行く側面のあらわれ以外の何ものでもないであろう。この傾向は、為康自身を往生者として加えた藤原宗友の『本朝新修往生伝』にも受けつがれている。⁽¹⁵⁾

さて、以上のような庶民生活に対する貴族の関心の拡大は、また地方への関心、地方で生活する庶民への関心の深まりとしても迎えることができる。『土佐日記』『伊勢物語』にあらわれる地方のとりえ方は、都とその外という一般的な枠の中で類型的にしき記述されていないのであり、『和名抄』が国郡の地名を聚めて羅列しているのと表裏をなすものであったが、『将門記』『陸奥話記』では地方のとりえ方は具体的になり、『更級日記』でも地方の認識の深化はうかがえる。そして『今昔物語集』や『梁塵秘抄』を見るならば、そこには地方の生活とそこで活動する人間がより深く、リアルにとらえられているのを見出すであらう。そこには貴族の価値観からのみ地方を見ようとするので

はなく、地方の実態を地方の云い分で理解しようとする目がめばえ、その両者の交錯の中で認識が多様化するのである。

従って、そのような場合には、庶民生活や地方の実態は類型的・概念的な把握にとどまっていることができず、個別的・具体的なものとして記述されるようになるであろう。ここでもう一度、『和名抄』や『口遊』を思い出すならば、それらが撰関期の知識人貴族が流動しはじめはしたがまだ崩壊には至らない律令的価値体系を改編しつつ類聚の構成を編み出し、その網の目によってひろく体制の外にあるものをすくい上げようとするものであったのに比して、この項で例としてあげてきた書の多くが、類聚の綱目をもたない私的な見聞記という形態で書かれていることに気付くのである。このことは知識人貴族によって知識が拡大し、認識が深まるにつれて、個々の事象をとらえるための類聚の枠組みが有効性を失い、その結果として類聚の構成が破綻したことを意味するものと考えられるのである。

ついでに枠組みが失われたもう一つの例をあげると、『口遊』に対比することのできるものとして、藤原明衡があらわした『明衡往来』⁽¹⁸⁾がある。この書は巧みに配列された月毎の消息を読み、さらに書写することによって貴族の子弟の初等の知識が修得できるわけであるが、同様に初等教科書であった『口遊』が身辺の事象を類聚的にとらえているのに対して、類聚の体系性を捨てており、さらに消息という私的な形式で書かれていることと相まってこの時期の編述の傾向をよく示していると思われる。院政期に『掌中曆』という『口遊』の系統の教科書があらわれることは先にふれたが、『明衡往来』の系譜では『貴嶺問答』や『十二月往来』があらわれて中世以降の初等教科書の定型になったことも興味深い。

さて、以上で知識の拡大が類聚の枠組みを解体して行くことを見たのであるが、改めて院政期の文化的な事象を見

古代末期における価値観の変動

渡すとき、我々は個別の見聞記の数々とともに、大規模な編纂事業の数々にこの時期の特徴を見ることができるのである。千を越える説話を集積して成立している『今昔物語集』、およびそれに代表される説話集の数々、説話集の変形として考えることもできる往生伝類の流行、そして今はその大部分が失われてしまったが、老大な数の歌謡を採集した『梁塵秘抄』、またその歌謡のうたい方などを記録した『梁塵秘抄口伝集』というように、院政期は貪婪な知識欲とその集積の流行した時代であった。そしてその集積が内容的には、見聞記を包み込み『類聚国史』の系譜ではなく、『和名抄』の流れの展開であることはすでに見た通りである。

ところでこのさかんな編纂事業は、類聚ということばで整理した前代の編纂事業に比してどのような性格をもっていたであろうか。両者を比較して最も基本的な相違としてあげねばならないのは、院政期の編纂物が、いずれも整然とした分類の体系を欠いているという点であろう。『今昔物語集』は全篇を天竺・震旦・本朝という律令的な価値体系とは異った仏教的な方法で分けているが、この大綱は千を越える個々の説話を分類する網としては余りにも粗略であるといわざるを得ない。大綱の次に、付として天竺では仏前・仏後、震旦に仏法・孝養・国史、本朝の場合に仏法・世俗・宿報・霊鬼・悪事・難事などの小項らしきものを持つ巻もあるが、この小項目も整っておらず、実際に説話の分類としては殆んど意味を認められないのである。このことは『梁塵秘抄』についても同様であり、現存の巻二が法文歌・四句神歌・二句神歌という部類でありながら、内容においては必ずしもその部類立てが貫かれていないこと、巻一は長歌・古柳・今様という分類になっていることなどを考えてみると、全篇の構成が整然とした体系系にもとづいていたとは思われないのである。そして最後に、往生伝の数々を見ると、そこではまさに全体が一項目、つまり往生者なのであって、その点のみにかけて類例・類話を飽くことなく積み重ねて行くことだけで成り立つものであるとい

えるのである。

我々はさきに類聚という形態のいみを考えて、類聚の編者は綱目の編成によってその思想を表現するものであることを指摘した。それならば、類聚の枠組みが対象の認識のひろがりや深まりのために破壊したところで行われる編纂事業においては、編者は何によって己れの主張を表現しようとするであろうか。個別の事項を集積することによって何らかの主張をあらわそうとするとき、そこには二つの方法があると考えられる。一つは枠組みに主張をかける場合であり、一つは集積する事項の量的な軽重によって主張しようとすることの重点を明らかにする方法である。

説話の集積である説話集というものに即して見るならば、説話文学というジャンルが文学史の中で上昇して行く時期には、説話集は『今昔物語集』や『宇治拾遺物語』などをはじめとして、枠組みを持っていなかった。枠組みの規制のないところで個々の説話は、独自の価値を持ち得たのである。ところが、それに比して鎌倉時代に入り、『十訓抄』『古今著聞集』などのように、説話の集成に対して衰弱した教育的・教訓的主張の枠組みが枷としてはめられるようになると、個々の説話は枠の規制に従属させられる面でのみ読まれるようになり、独自の価値を失い、文学としての生命は衰えるのである。⁽¹⁷⁾

本来説話というものは、体制に即した価値体系ではとらえられない外なる世界に生きているものなのであり、それが本来独自の価値を持つときには類聚する枠組みはありえない。従って既成の価値体系が崩壊しはじめ、外なる世界を発見することによって崩壊を押しすすめようという段階、逆に説話の側から云えば枠組みの規制がなくなりはじめ、説話の世界が躍動しうるようになるという固有の時点で、説話を集成することが文化史の上で大きな意味を持ちえたのである。価値体系が完全に崩れ去り、外なるものであった説話なり歌謡なり往生者なりを集積することの積極

古代末期における価値観の変動

的な意味が失われると、それらは形骸化し、類型化した枠組みに依存するようになるのである。

こうした問題は歌謡の場合でも同様であろう。庶民生活の中で根深く民俗と結びついた歌謡を、貴族の価値観で典型的に分類し編纂することは明らかに困難なことであった。説話や歌謡が本来類聚と相容れないものであるならば、そこでは編者の主張は量的集成という表現をとることになるであろう。院政期の編纂物にあらわれる煩瑣というより他はない類似例の積み重ねは、以上のような構造で理解すべきものである。その典型的な例は往生伝であろう。往生伝は往生の事例をあげるといふ単一の枠に規制されるために、自由な表現を獲得できない場合が多いが、集成の意識は類話が多いほどその信仰が確められるという点にあらわれており、類話を飽くことなく並列して行くことになるのである。

こうして院政期の編纂事業を考えてくるならば、摂関期の類聚に対して、我々は院政期の動向を集成ということばで特徴づけることができる。価値体系が崩壊しかけたところでは、外なるものであったものへの知識を量的に集成して行くことによってのみ、新しいものの模索が進められ、正統性の主張が可能となるかに考えられる。主として院政期の知識人貴族にみられ、この時期の政治の中心に立つ人物にも特徴的にみられる激しい知識欲や、現代人の理解を超える集成事業へのエネルギーは、知識の量的集成をはかることによって、解体して行く公的な正統性を獲得しようとする動きのあらわれであった。『今昔物語集』と『梁塵秘抄』はそうしたいみでこの時期の文化を象徴するものである。

(1) 群書類従所収(第九輯)

(2) 右衛門尉の娘のうち、大君の夫は高名の博打、中君の夫は

天下第一の武者。十六娘は遊女夜叉の長者である。

(3) 群書類従所収(第五輯)序、原漢文

(4) 統群書類従所収(第八輯上)

(5) 『朝野群載』(国史大系第二九卷上) 卷第三

(6) 『朝野群載』(国史大系第二九卷上) 卷第三

(7) 『朝野群載』(国史大系第二九卷上) 卷第三

(8) 『本朝統文粹』(国史大系第九二卷下) 卷第一

(9) 『本朝新修往生伝』統群書類従所収(第八輯上) に伝が見える。

(10) 統群書類従所収(第三二輯上) 序に『口遊』の遺脱を補うとの意図が述べられている。

(11) 国史大系第二九卷上。『朝野群載』ははじめ三〇巻のうち現

存するのは二一巻であり、この二四綱目は凡てではない。

(12) 『本朝文粹』国史大系第二六巻、の分類は、賦、詔にはじまり願文、誦誦文に終る文書の形式上の分類で構成されている。

(13) 統群書類従所収(第八輯上)

(14) 同右。井上光貞『日本淨土教成立史の研究』第三章、第二節。

(15) 統群書類従所収(第八輯上)

(16) 群書類従所収(第九輯)

(17) 拙稿「無住の思想と文体」日本文学一〇ノ三

(ハ) 価値体系の崩壊の内在化

前項で我々は律令的価値体系が崩壊して行くことのあらわれとして、知識の拡大を見てきたのであるが、拡散する関心の所産を量的に集成する営みが来るべき中世的なものを生み出して行くための豊饒な母胎となったのであろうことは推測に難くないとしても、体系をもちえない集成が直ちに新しいものを定立できるとは考えられないのはいうまでもない。混沌の豊饒ともいいうべき状態の中で、新しいものはどのようにして生み出されてくるのであろうか。古代末期と中世とを結ぶ環を院政期の文化の動向の中に見定めておかねば、中世への展望は開けてこないであろう。ここで院政期文化にみられるもう一つの動向をとりあげておきたい。

価値体系の崩壊を人間の内的な問題として受けとめたのは、知識人貴族の中でも特に専門的文化人貴族と呼ぶこと

のできる一群であったと考えられる。すでに撰闕期には、貴族社会の停滞にともなつて、門閥による階層の固定が進み、その中で知識人層という名で考えることのできる層が定着したことはさきにもふれた通りである。価値の外なるものへと関心を拡大して行つたのは、主として彼等の営みであつた。ところが、院政期に入つて貴族社会全体の基盤がゆらぎ、地盤の沈降がはじまると、中下層貴族のある部分には、学問・和歌・管絃をはじめとする貴族社会が生み出してきた文化のさまざまな分野について、それを専門的に学び、その伝統を維持することによつて、沈降し縮少して行く貴族社会における自己の存在を主張し、家学・家伝を成立させることによつて、家と子孫の安泰をはかりうとするものがあらわれた。⁽¹⁾ 彼等は専門的に文化的な内容の取得につとめ、出来うべくんば伝統に新たな創造を付加することにはげもうとするものであり、その点にのみ自己の目的を限定しようとすることで、前代以来の知識人貴族とは異つていた。こうした一群のことをここで専門的文化人貴族と呼ぶことにしたい。

そこで、彼等が院政期になつて明確に姿をあらわす一群であるならば、彼等の間にはいかなる意識がめばえていたであろうか。彼等の特徴づける側面から考えてみたい。

まず第一に、彼等は各々の分野における伝統的な遺産についての該博な知識を持つことを要求される。歌人であれば古来のすぐれた歌人や秀歌・歌集についての専門的な知識を持ち、公私を問わず歌会や歌についての談議の場で必要に応じてそれを引き出すことが出来なければならぬであらう。そうした要請をみたすものが歌学であるが、藤原清輔の『袋草紙』はその最もよい例である。⁽²⁾ それは、和歌に関する種々の故実を列挙して解説を加え、古今の和歌に関する逸話やおぼえ覚きを雑談という名のもとに集めたものであるが、数多い歌学歌論書の中でも最も専門的意識が顕著なものとされている。

しかしながら、多様な内容を持つ過去の文化的な遺産に通暁するということは極めて困難なことであったのは想像に難くない。安定した価値体系が厳然として存在したり、新しい価値観が明確に意識されている状況であれば、それによって対象を縦横に整理分類し、理解することはさして困難なことではあるまいが、すでに見た通り院政期はそれが不可能な状況にあった。『袋草紙』は、この章のはじめにとりあげた『大槐秘抄』がたてまつられたと同じ二条天皇にたてまつるという目的で書かれたというなかば公的な動機をもちながら、全四巻のうち、第二巻の半ばまでを和歌故実と希代の和歌の条々に宛てて歌学書としての体裁をわずかに保ち、全体の半分以上は「雑談」という項目のもとに雑知識を集成しているが、この書の形態にもそうした状況はよくあらわれていると思われる。

彼等が専門的に各々の部門分野で文化的内容を管理しようとすれば、当然のこととして伝統的な遺産の多様性、文化的なものの際限のなさに対して、彼等は自己のよるべき基準のなさ、さらには自己の無力を自覚せざるを得なかったと考えられる。

第二の点として、彼等が専門的であるということは、遺産の維持と理解のみでなく、常に新しい理解や創造を一般の貴族の前に示すことを要求されるようになる。そのような要請に応ずることができなければ、彼等は社会的な存在を主張し、家門の繁栄を望むことは不可能であった。そして多言するまでもなく伝統の保守という大枠の中で、常に新奇なものを生み出すということを専門とするのは極めて困難なことであった。同じ部門分野における諸家の対立、諸流派の抗争はこうした状況で増幅され、わずかな異同が過大に意識される。個々の文化人貴族は其中で、自己の位置を明確に意識する必要に迫られたのである。こうした矛盾は彼等の個人意識・孤独感を尖鋭にせざるを得なかった。

古代末期における価値観の変動

さらに第三の点として、彼等が名誉ある家学・家伝として伝えて行く文化的なものは、それが解体没落の危機に直面している王朝貴族の所産であったというだけでなく、本来的に現世的な価値・効用とは無縁のものであるという側面をもっており、それが高度に専門化すればする程、現世的な循環からは逸脱して行かざるを得ないものであった。彼等は自己の精進する専門的な道を神仏につながる道として合理化し、現世を超えた何ものかに結びつけることによって正統化せざるを得なかったのである。和歌に巧みであったために位が昇進したとか、管絃にすぐれていたために災厄をのがれたとかいった歌徳説話や芸道説話がこの時期以降夥しく見られるようになるのは、そうした説話を語り、それを集成せざるを得なかった心情をよく示しており、やがて専門的な道は天職として考えられ、芸道思想に発展する。

さて、以上のように専門的文化人貴族の意識を考えてみると、そこにあらわれる無力感・孤独感・個人意識・現世を超えたものへの志向といった特徴を、すでに見てきた院政期文化の動向の中で見るならば、彼等が文化的なものについて本来客観的な価値の基準はありえないという意識を深化させて行くことで、価値体系の崩壊の状況を内在的に受けとめるものであったことがわかるであろう。価値体系の崩壊の自覚は、孤独な個人を析出する一方、すべてを相対化して行き、やがて現世そのものをも相対化するという方向へ進む。我々はそれを院政期以降、専門的文化人貴族の間で明確な形をとってくる遁世思想の中に見ることができるのである。⁽³⁾

価値体系の崩壊は、彼等専門的文化人の間に心情の尊重としてあげられてくる。芸道説話にみられる精進のきびしさ、一芸にすべてをかける心情の美化は、古代末期の文化のデカダンスの一面をよく示すものであろう。専門的文化人が新奇的技巧を競う反面、西行を代表とするような自然な心情の流露をよしとする傾向、さらにいえば

洗練の極にまで達しようとする貴族文化に対して、『今昔物語集』や『梁塵秘抄』にあらわれる土着の世界への強い関心というような動きの中に、平安時代の貴族文化の危機の深化を見出すことができるのである。

以上に概観したように、専門的文化人貴族の意識の中に、現世そのものを相対化する中でそれを超えるものを模索し、新しい価値を求める方向がめばえていたのであるが、それが明確な形をとるようになるには、院政期末、鎌倉時代初頭の大きな変動を経過しなければならなかった。その過程の検討は本稿の範囲を越えるが、ここで最後に専門的知識人として僧侶の例を見ておくこととしたい。

僧侶ということばは、この時期にあつては特に多様な内容を持つが、ここでは、以上に見てきたような価値体系の崩壊に処して、統一的な理解の道を失った現実の世界の中に、一つの理法を見出し、それによって人々に救済を説くことを課題としていた僧侶の中のある部分を考えることにする。

さきに撰関期の思想の表現形態として我々は類聚という形を考えたのであるが、類聚というものはよく事象のすべてを掩いうる体系性と合理性を具有するものでなければならなかった。すでに見たように院政期に入つて、類聚が形骸化する中で集成が行われるようになるのであるが、ここで例として法然の『選択本願念仏集』をとりあげたい。この書は編者法然の文をほとんど持たず、三十五部の經典、四十九部の論疏、三部の外典からの引用百九十四回を綴つて成り立っているという⁽⁴⁾ことにおいて、さきに『往生要集』との類似を指摘したのであるが、両者を構成の面で比較すると、そこには大きな相違があるのに気付くのである。

『選択集』という書は論述の体系をほとんど欠いていると思わざるを得ないのであるが、それは、法然以後浄土宗の宗学の中で、この書の読み方に關して、序・正宗・流通という伝統的な仏典の区分をするならば、それぞれがどこ

古代末期における価値観の変動

を以て区切られるべきであるか、諸説があらわれ、またさらに『選択集』が論述の体系をもっているかどうかをめぐって論議が行われたという⁵⁾ことに、最もよくあらわれている。この書を体系をもつものとして理解しようとした人々が多かったことを、それは物語っているが、本稿で見てきた類聚的構成というものはそこには見出されず、十六の章に分かれる論述は、まさに集成の形態をとっているということができる。

明恵は『選択集』に対する論難の中で、この書が説く立宗の立場が、ひろく経論を網羅した上で述べられていないことに、大きな欠陥を見出して、

彼の書五十許りの紙の内、半ばかりの紙は善導道綽の釈文を載す

といい、浄土三部経のみによって、また善導ひとりによって一宗を立てるは誤りであると論じ、

すべからく三経を以て本となし、一切経論を以て所依となして宗を立つべし

というのであるが、それは『選択集』が類聚の体系性を持っておらず、善導を中心とする集成の書であったことへの批難であり、さらに云えば『選択集』がひろく量的な集成を行うことによって正統性を主張することすら放棄しているとも考えられるのである。

このように『選択集』の外的な構成だけから考えても、一切経論を所依とせず、立宗を企てることの中に、類聚から集成へ、さらにその集成の混沌の中から新しいものを見出そうとしていた院政期の動向のあらわれを読みとることができるのである。そして、聖道門的な価値観のもとでは、文字通り外なるものでしかなかった悪人を発見して、人間の認識の中心に置き、救済の対象に据えようとするからこそ、これまで辿ってきた価値体系の崩壊の中で規範から脱化したあるがままの人間を見出して行くという営みの到達点であったことを知るのである。そこでは、たてまえて

して存在する既成の価値観は聖道門と浄土門という形で、末法思想を媒介として相対化され、末法相應の人間と法を
発見するということで否定されるのである。

このように見てくるならば、悪人の発見に至る道程が、十世紀の知識人貴族の間にあらわれた、漢才に対する和魂
という意識以来、二世紀に亘る人間の認識の深まりの道であったと考えられるのである。

法然については、本稿のような視点のみでなく新たな視点を加えた上で稿を改めねばならないのはいうまでもない
が、ここでは本稿の文脈上必要な点だけにふれるにとどめたい。

さて、僧侶が周囲の諸事象に立ち向い、そこから自己の思想を組み立てて行くとき、所与の体系が失われている状
況では、彼等の思索の表現は、体系的や論理性のみに依拠するものではない方法を開かざるを得ないであろう。それ
がいわゆる仮名法語とよばれる和文の表現であった。源信の「横川法語」にはじまり、法然の「一枚起請文」に発展
し、親鸞や道元、日蓮で頂点に達する仮名法語は、それが庶民への布教の必要から生まれたということのみではなく、
和文によるのでなければ表現できないものの発見にあったと考えねばならない。そこでは信仰の体験が生のまま
語られ、体験に密着して記録されるのであって、その場合必然的に日本語によらざるを得なかったのである。中世以
後さまざまな法語集があらわれるが、それらが個々の法語を集成するにとどまり、類聚という形をとっていないこと
を考えるならば、一つ一つが深い宗教的な体験に根ざす仮名法語というものが、本来類聚的な体系的性を拒否する性格
をもっていたことを知ることができるのである。⁷⁾

そして、一つ一つの法語が窮極的な価値をもつものであるならば、法語というものにはすでに量的な集成すら必要
ではなく、まさに「一枚起請文」にすべて、法然の全存在が託されることになるのであった。

古代末期における価値観の変動

このように考えるならば、価値体系のなさを内在化し、すべてを掩いうる体系の形式的な合理性を放棄し、人間の実質的な理解を深めるところにあらわれる鎌倉新仏教に我々は出合うことになるのである。

- (1) その最もいい例は歌人であろう。村山修一『藤原定家』
- (2) 続群書類従所収(第一六輯下)
- (3) 拙稿「遁世について」(北大文学部紀要一三ノ二)
- (4) 石井教導『選択集の研究、総論篇』二七三頁
- (5) 石井氏前掲書、第二編第六章、第三編第三章
- (6) 『摧邪輪』(淨土宗全書、第八篇)七五二頁
- (7) 法語の思想表現については、拙稿「無住の思想と文体」(日本文学、一三卷三号)

むすび

以上、我々は十世紀から十二世紀にかけての思想・文化の動向の底流にあるものを辿ろうとつとめてきた。

古い価値体系が徐々にくずれて行き、そのさまざまな段階であらわれる対応を見ることによって、既成の価値体系が新しいものを生み出す上で枷とはならず、しかも新しいものはそれと拮抗することによっておのれの位置を自覚できた段階、そういう状況を十一世紀後半から十三世紀前半までの時期、つまり院政期から鎌倉時代前半までに見ることができると考える。そしてさらにその中を見るならば、院政期はなお外なるものを発見して行く時期であり、そのいみで文学や美術の時代であったといえよう。新しいものの、外なるものの発見が極に達したあとに来るものは、それらの背後にある何ものかを発見して統一的な理解を試みようとする時期であった。従って鎌倉時代の前半は新仏教を

中心とする思想の時代となったのである。

ところで本稿は貴族社会の内部におこる価値観の変動をたどることに主題をいたしたために、貴族社会の外なる京都の庶民・武士・農民といった諸階層の意識についてはその変化を見ようとしなかった。それは次のような考えによるものである。

第一に、古代後期という時代にあつては、庶民・農民・武士といった階層の意識を知りうる資料が非常に乏しいということ。またあつたとしてもそれは貴族が記述したものであつて、そうした材料を、本稿では庶民等の実態を示すものとしてよりも、それらを記述した貴族の意識を示すものとして考えたこと。

第二に、古代社会が解体して行く過程で、意識・思想の分野でそれを押し進めたのは、いうまでもなく貴族自身であり、その中でも特に知識人層にその方向を見出しようと考えたこと。従つてこうした考えに立つならば、武士や農民は貴族に比して、はるかに古い民族的な伝統の世界に住んでおり、そこには解体の危機意識もなければ、新しいものを模索しようとする動きすらまだ出てこなかったと考えられるのである。

そして第三に、中世思想を形成して行く上で大きな役割を果すものは、崩壊の状況に処して、その統一的把握を試みることのできる階層なのであつて、知識人層・専門的文化人層・僧侶の中にその方向が見られると考えたからである。民間の仏教は彼ら知識人層等の意識を変えて行くクッションとしての役割を果たしたことは否定できないとしても、新仏教成立の主体にはなり得なかつたという点を考えようとしたからである。¹⁾

本稿は外なるものの発見のあとを辿ることを主題としたために、院政期までで区切りをつけざるを得ないが、ここで意図した内容が鎌倉新仏教の思想史的位置を検討することをまづ完成することはいうまでもない。

古代末期における価値観の変動

この私なりの平安時代後期の思想文化の流れについての序説が、序説たりうるかどうかは、新仏教の検討によって検証されるわけであり、それは稿を改めることになる。

(1) この点、拙稿「聖の宗教活動」(日本宗教史研究Ⅰ所収)は本稿と同じ関心の上で、民間仏教のあり方を考えている。